

# 青森県報

第二千七百八十六号

平成十九年  
五月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

町及び字の区域並びにその名称の変更……………(市興町課) …… 一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) …… 三

右 同……………( ) …… 四

大規模小売店舗の変更の届出……………( ) …… 五

右 同……………( ) …… 五

右 同……………( ) …… 七

右 同……………( ) …… 七

### 出先機関

土地改良事業施行協議の適当の決定……………(上北地域局) …… 九

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) …… 九

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( ) …… 九

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( ) …… 一〇

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………( ) …… 一〇

### 公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(経営管理課) …… 二

右 同……………( ) …… 二

右 同……………( ) …… 三

## 告 示

青森県告示第四百四十五号

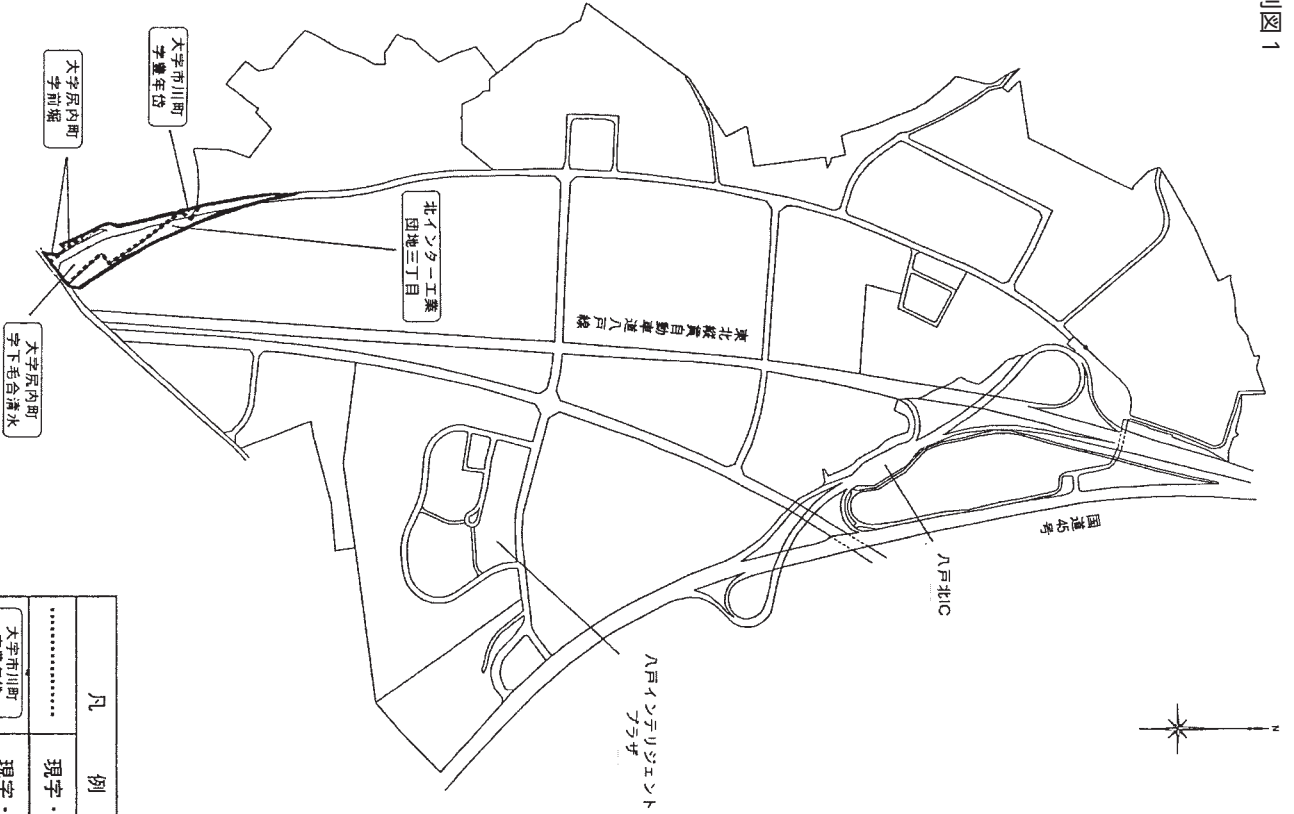
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の別図一に示す町及び字の区域並びにその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の町及び字の区域並びにその名称の変更は、平成十九年五月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年五月三十日

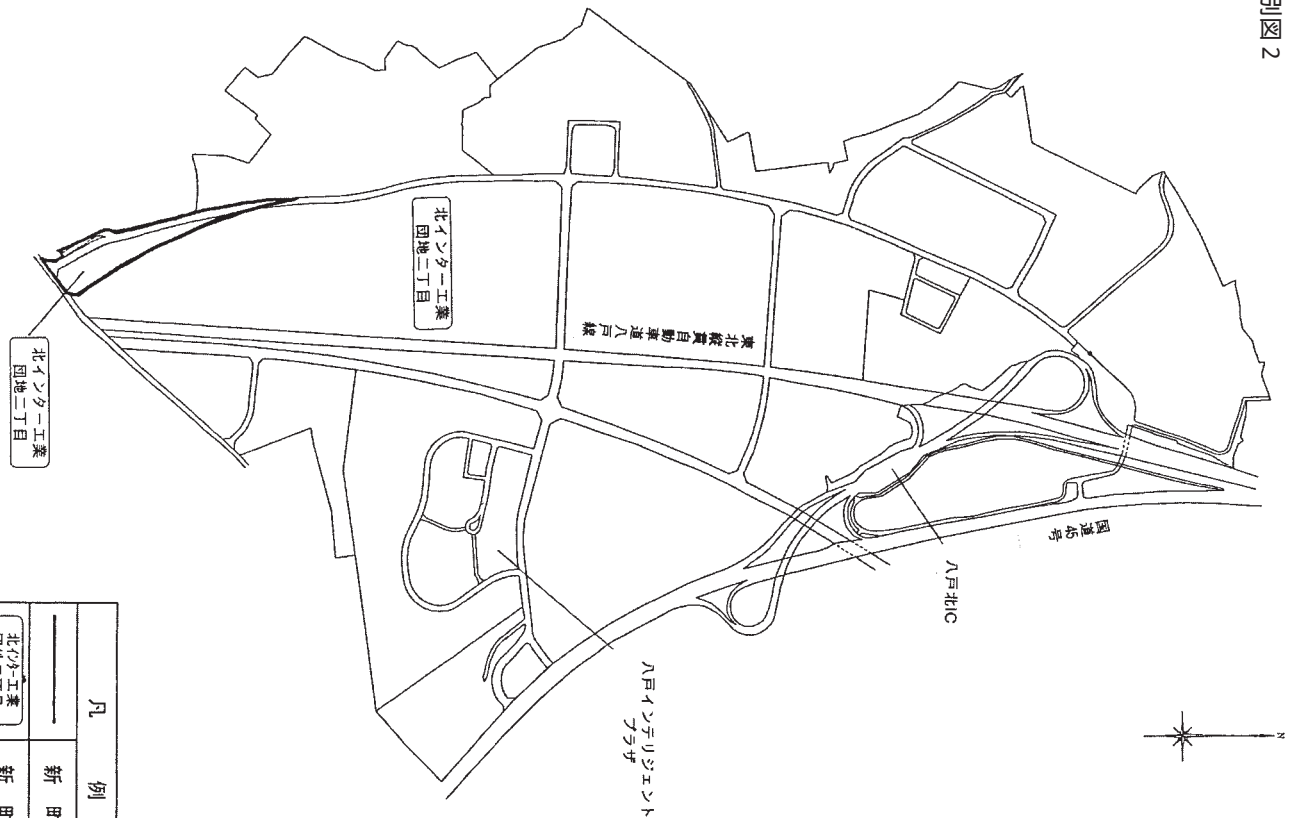
青森県知事 三 村 申 吾

別図1



凡	例
.....	現字・町界
——	現字・町名
——	大字川内町 字前畑

別図2



凡	例
——	新町界
——	新町名
——	北ノクロー工業 団地二丁目

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーふじわら戸山店  
青森市大字駒込字蛭沢四八の一八六外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社スーパー藤原  
青森市栄町一丁目一六の五  
代表取締役 藤原のり
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社スーパー藤原  
青森市栄町一丁目一六の五  
代表取締役 藤原のり
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十年一月八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、七二二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
  - 八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
  - 五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積  
九七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
六〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時三十分から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後八時まで

八 届出年月日  
平成十九年五月七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月三十日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ユニバース大野店  
青森市大字大野字笹崎六八外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十年一月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三、〇〇〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
二二九台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数

八七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積  
七二四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
五八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（お盆・年末等の一定期間は午前五時） 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間は午前四時三十分）から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日  
平成十九年五月十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月三十日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟  
青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 共同不動産管理株式会社  
青森市中央二丁目九の八  
代表取締役 中島龍成
- 2 株式会社ナリタ  
青森市桜川六丁目一・二の四  
代表取締役 成田勝雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社音楽堂 青森市新町一丁目九の一 代表取締役 丹代光夫	変 更 後	削除	年 月 日 更	平成 一九・三 三
-------	--------------------------------------	-------	----	---------	-----------------

株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋二一六四の 二八 代表取締役 竹内實	削除	一九・三 三
---	----	-----------

四 届出年月日

平成十九年四月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月三十日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 中島龍成

2 株式会社ナリタ

青森市桜川六丁目二の四

代表取締役 成田勝雄

三 変更しよとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗において者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社マエダ外七店(Ａ棟)午前十時(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午前九時閉店時刻)午後九時	平成一九・五・六
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午前八時三十分)午後九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午後九時三十分)第四駐車場の一部は、二十四時間	Ａ棟三階・屋上駐車場午前九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午前八時三十分)午後九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午後九時三十分)Ａ・Ｂ棟前駐車場及びク・ラ・ブセガ棟駐車場	

四 届出年月日

平成十九年四月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月三十日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

午前九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午前八時三十分)午後九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午後九時三十分)第四駐車場の一部は、二十四時間
株式会社マエダ外七店(Ａ棟)午前十時(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月三十一日は午前九時閉店時刻)午後九時
Ａ棟三階・屋上駐車場午前九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午前八時三十分)午後九時三十分(ただし、日・祝祭日、八月十一日から八月十七日及び八月三十一日は午後九時三十分)Ａ・Ｂ棟前駐車場及びク・ラ・ブセガ棟駐車場

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
県庁生協金沢店  
青森市大字浪館字泉川二〇の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
青森県庁消費生活協同組合  
青森市長島一丁目の一  
理事長 井筒智義
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、四一六平方メートル	一、七六六平方メートル	平成一九・一九
大規模小売店舗の駐車場の位置及び収容台数	一四二台	一三六台（位置は、届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の設置に關する事項	駐輪場の位置及び収容台数 三〇台	五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の設置に關する事項	荷さばき施設の位置及び面積 一四七平方メートル	一七七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の設置に關する事項	廃棄物等の保管施設の位置及び容量 七六立方メートル	六二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）	

大規模小売店舗の設置に關する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	六か所	三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
------------------	-------------------	-----	----------------------

四 届出年月日

平成十九年五月八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月三十日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による

大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパースポーツゼビオ弘前店  
弘前市大字高田五丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社ナリタ商会  
弘前市大字豊田三丁目一の八  
代表取締役 成田忠逸
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ゼビオ株式会社  
福島県郡山市朝日三丁目七の三五  
代表取締役社長 諸橋友良
- 四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、六四五平方メートル	三、四四八平方メートル	平成 二〇・一・八
大規模小売店舗の設置に關する事項	駐車場の位置及び収容台数 一三七台	一五一台(位置は、届出書添付図面のとおり)	
大規模小売店舗の設置に關する事項	駐輪場の位置及び収容台数 〇台	五〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	七八平方メートル	一〇四平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	一四立方メートル	三三立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	

大規模小売店舗の設置に關する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	四か所	三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)
------------------	-------------------	-----	----------------------

五 届出年月日  
平成十九年五月七日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年五月三十日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関



土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、六ヶ所村の行う千樽地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月三十日

上北地域県民局長 北 村 収

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年五月三十一日から同年六月二十七日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年五月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
鳥谷部康隆後援会	鳥谷部康隆	鳥谷部サツ	上北郡七戸町字作田道一	平成一九・四・二

田嶋輝雄後援会	田嶋輝雄	田嶋富子	上北郡七戸町字中岫東道添三二	一九・四・二
川村弘喜後援会	川村弘喜	川村弘仁	上北郡七戸町字中野一一一の四	一九・四・二
附田俊仁後援会	附田 茂	附田京子	上北郡七戸町字塚長根五三の一	一九・四・四
青森県防衛を支援る会	君嶋 敞	橋本龍一	青森市茶屋町三〇の一	一九・四・九
浅利竹二郎後援会	柏谷 豊	浅利竹二郎	むつ市大湊新町三一の六五	一九・四・二〇
浅利竹二郎政治経済研究会	浅利竹二郎	浅利輝子	むつ市大湊新町三一の六五	一九・四・二〇
中嶋康夫後援会	福岡貞吉	中嶋絹代	むつ市大畑町新町七九	一九・四・二〇

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年五月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県石油販売業支部	代表者	横内 亮	坂上 寿一	平成一九・四・三
自由民主党青森県電気通信支部	会計責任者	三橋 茂	小山内 剛	一九・四・二〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	年届月日	自由民主党青森支部				
													代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者
自由民主党青森支部	木村 太郎	青森市桂木四丁目八の二	小田川 恵比一	つがる市柏鷲坂村留三二の五	木村 慎一	つがる市柏下古川稲森六三の一	鳴海 広道	今井 盛男	小田川 恵比一	つがる市柏下古川稲森六三の一	新	平成一九・三・三〇	一九・四・二七	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
大島理森後援会	川口 政範	八戸市城下四丁目一〇の三四	小原敷 孝	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	今井 盛男	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	小原敷 孝	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	小原敷 孝	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	旧	一九・四・二	一九・四・二	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
松田勝後援会	清川 敏	八戸市城下四丁目一〇の三四	対馬 善昭	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	対馬 善昭	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	対馬 善昭	八戸市柏崎一丁目一〇の三四	対馬 善昭	八戸市柏崎一丁目一〇の三四		一九・四・二	一九・四・二	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
宮下順一郎後援会	高松 芳昭	青森市柳川一丁目四の二	高松 一郎	青森市柳川一丁目四の二	高松 一郎	青森市柳川一丁目四の二	高松 一郎	青森市柳川一丁目四の二	高松 一郎	青森市柳川一丁目四の二		一九・四・二	一九・四・二	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
青森県農村整備推進連盟	清川 百合子	青森市柳川一丁目四の二	清川 百合子	青森市柳川一丁目四の二	清川 百合子	青森市柳川一丁目四の二	清川 百合子	青森市柳川一丁目四の二	清川 百合子	青森市柳川一丁目四の二		一九・四・三	一九・四・三	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
青森県石油政治連盟	横内 亮	青森市柳川一丁目四の二	横内 亮	青森市柳川一丁目四の二	横内 亮	青森市柳川一丁目四の二	横内 亮	青森市柳川一丁目四の二	横内 亮	青森市柳川一丁目四の二		一九・四・三	一九・四・三	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
日本精神科病院青森県政治連盟	横内 衛	青森市柳川一丁目四の二	横内 衛	青森市柳川一丁目四の二	横内 衛	青森市柳川一丁目四の二	横内 衛	青森市柳川一丁目四の二	横内 衛	青森市柳川一丁目四の二		一九・四・四	一九・四・四	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
一戸兼一後援会	横内 正	青森市柳川一丁目四の二	横内 正	青森市柳川一丁目四の二	横内 正	青森市柳川一丁目四の二	横内 正	青森市柳川一丁目四の二	横内 正	青森市柳川一丁目四の二		一九・四・四	一九・四・四	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	年届月日	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
江渡あきのり七戸町野々上地区後援会	気田 勉	上北郡七戸町字中村五五の五	金見 肇	上北郡七戸町字見町五六の五四	森山 隆雄	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進
おおや保後援会	森山 隆雄	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進	大矢 進
工藤とくのぶ後援会	對馬 一宏	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎	仲條 憲郎
工藤のりやす後援会	上北郡七戸町字猪ノ鼻一四七の一	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四	上北郡七戸町字七戸二二の四

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年五月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
生まれ変わる黒石をつくる市民の会	平成一九・三・三〇	平成一九・四・二
稲穂の会	一八・三・九	一九・四・六
今哲廣後援会	一九・三・三	一九・四・二
蛭沢喜代治後援会	一八・五・三	一九・四・一八

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等

を次のとおり告示する。

平成十九年五月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
浅利 竹二郎 (むつ市議会議 員)	浅利竹二郎政治 経済研究会	浅利 竹二郎	むつ市大湊新町三二の 六五	平成 一九・四・二〇

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立中央病院清掃作業等業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院管理調達課  
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社東武

福島県南相馬市原町区下北高平字堂下二四二の三

六 契約金額

一億三千四百四十万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十九年二月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県立中央病院重油(JIS一種二号)供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院管理調達課  
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社東北タンク商会  
青森市橋本一丁目六の三
- 六 契約金額  
一リットル 五十五円七十五銭五厘
- 七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日  
平成十九年二月九日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

総合医療情報システムに係る電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院企画情報課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECリース株式会社青森営業所

青森市長島二丁目一〇の三

六 契約金額

八千六百六十二万三千七百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もりした者を契約の相手方としたも

のである。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭